

○学校教育法施行細則

昭和二十九年五月一日
教育委員会規則第十号

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号。以下「令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規則で「学校」とは、法第一条に定める学校のうち、宇部市立学校をいう。

(備付表簿)

第三条 学校に備えなければならない表簿及びその保存年限は、規則第~~十五~~**二十八**条に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 学校沿革誌 永年
- 二 卒業証書授与台帳 永年
- 三 往復文書綴 五年
- 四 諸届願出書綴 五年
- 五 児童生徒の賞罰録 五年
- 六 出張命令簿 五年
- 七 日直及び宿直日誌 五年

2 規則第~~十五~~**五**条**第一項**第~~二十八~~**八**条**第一項**に規定する表簿及び前項に規定する表簿の様式は、別に定めのあるもののほか、校長が定める。

第二章 小学校

(書類の様式)

第四条 次の各号に掲げる書類等の様式は、当該各号に定めるところによらなければならない。

- 一 令第五条に規定する児童生徒入学期日通知書 第一号様式
- 二 令第七条に規定する児童生徒氏名及び入学期日通知書 第二号様式
- 三 令第八条に規定する児童生徒入学変更願及び通知書 第三号様式
- 四 令第二十条に規定する長期欠席児童生徒報告書 第四号様式
- 五 令第二十二条に規定する全課程修了児童生徒報告書 第五号様式
- 六 規則第~~四十二~~**四**条第~~三十四~~**三**条に規定する就学義務猶予（就学免除）願書 第六号様式
- 七 規則第~~四十八~~**四**条第~~六十三~~**三**条に規定する臨時休業報告書 第七号様式

○宇部市立小中学校の通学区域に関する規則

昭和六十一年一月三十日

教育委員会規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号。以下「令」という。)に基づき、令第二条に規定する者、学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒等」という。)の就学学校の指定について必要な事項を定めるものとする。

(入学時及び転学時の学校の指定)

第二条 児童生徒等が入学又は転学するときの学校の指定は、保護者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する「保護者」をいう。)の住所地の属する学区の学校とする。

(平一九教委規則一〇・旧第三条繰上、令元教委規則三・一部改正)

(通学区域)

第三条 小学校及び中学校の通学区域(以下「学区」という。)は、別表一のとおりとする。

(平一九教委規則一〇・追加)

(選択区域)

第三条の二 第二条の規定にかかわらず、就学学校の指定に関し柔軟な取扱いをすることができる区域(以下「選択区域」という。)及び選択区域に住所を有する保護者が、児童生徒等の就学先として選択することができる学校(以下「選択学校」という。)は、別表二のとおりとする。

2 選択学校へ児童生徒等を就学させようとする保護者は、就学学校選択届(様式第二号)を教育委員会へ提出しなければならない。

(平一九教委規則一〇・追加)

(住所地の変更に伴う転学)

第四条 保護者は、他の学区に住所地の変更を行った時は、速やかに宇部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)にその旨を届け出るとともに、児童生徒等を新住所地の属する学区の学校に転学させなければならない。

(保護者の申し立てによる就学学校の変更)

第五条 保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、児童生徒等を学区外の学校に就学させようとするときは、就学学校変更願(様式第一号)に必要な書類を添えて教育委員会の許可を受けなければならない。

- 一 転学が学年の途中であるとき。
- 二 児童生徒等の指導監督上必要と認めたとき。
- 三 児童生徒等の身体の障害又は虚弱のため指定した学校へ通学することが困難と認められたとき。

(学級編制資料及び提出期日)

第五条 校長は、学級編制をしようとするときは、公立小中学校学級編制表（第八号様式）を作成し、毎年一月二十五日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 学年の中途において、学級編制を変更しようとするときは、児童生徒数報告書（第九号様式）によらなければならない。

(休業日)

第六条 規則~~第四十七條第一項第六十一條~~第三号の規定による休業日は、次のとおりとする。

一 学年初め 四月一日から四月七日まで

二 夏季 七月二十一日から~~八月三十一日~~八月二十四日まで

三 冬季 十二月二十五日から翌年一月七日まで

四 学年末 三月二十七日（最終学年においては卒業式の翌日）から三月三十一日まで

2 校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、前項に規定する休業日を変更することができる。ただし、前項に規定する通算した日数を超えることはできない。

3 校長は、第一項に規定するもののほか、特に必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て一年を通じて十四日以内の農繁期その他の休業日を設けることができる。

(出席状況等の報告)

第七条 校長は、毎月二十日までに月の初日の児童生徒数及び前月末の児童生徒異動状況を教育委員会に報告しなければならない。

(報告)

第八条 校長は、次の各号に掲げる理由が生じた場合は、その状況及びてん末を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

一 学校において火災、水難、盗難等の被害があつたとき。

二 学校職員又は児童生徒が死亡したとき。

三 その他校長が特に必要と認めたとき。

2 前項第二号の報告は、児童生徒死亡報告書（職員死亡報告書）（第十号様式）によらなければならない。

第三章 中学校

(中学校の規定への準用)

第九条 第四条から前条までの規定は、中学校に準用する。

附 則（令和二年一月〇〇日教委規則第〇号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

原	原全区
厚東	厚東全区（14区のうち5班を除く。）
二俣瀬	二俣瀬全区、小野25区
小野	小野全区（25区を除く。）

2：吉部小学校、万倉小学校、船木小学校

学区	住所地
吉部	大字東吉部、大字西吉部（大河内を除く。） 大字奥万倉（黒五郎に限る。）
万倉	大字東万倉、大字西万倉、大字矢矯、大字今富 大字芦河内、大字奥万倉 （黒五郎を除く。） 大字西吉部（大河内に限る。）
船木	大字船木

宇部市立中学校学区

1：東岐波中学校、西岐波中学校、川上中学校、常盤中学校、神原中学校、上宇部中学校、
桃山中学校、藤山中学校、厚南中学校、黒石中学校、厚東川中学校

学区	自治会区
東岐波	東岐波全区
西岐波	西岐波全区、常盤24区から39区まで、上宇部10—2区（15班、16班、17班に限る。）
川上	川上全区
常盤	常盤1—1区から2—8区まで、恩田全区、岬全区、 琴芝1区から1—10区まで
神原	神原全区、見初全区
上宇部	上宇部全区（10—2区のうち15班、16班、17班を除く。）、 琴芝3区から60区まで
桃山	新川全区、小羽山全区、鵜の島14—1区、14—2区、57—1区から57—4区まで
藤山	鵜の島41区から56区まで及び58区から64区まで、藤山全区
厚南	厚南全区、西宇部全区、厚東14区（5班に限る。）
黒石	黒石全区、原全区
厚東川	厚東全区（14区のうち5班を除く。）二俣瀬全区、小野全区

四 近い将来他の学区に転居することが確実と認めたとき。

五 その他教育委員会が必要と認めたとき。

(平二〇教委規則七・一部改正)

(校長への通知)

第六条 教育委員会は、前条の規定により就学学校の変更を許可したときは、速やかに就学学校変更通知書(様式第三号)により当該学校長に通知しなければならない。

(平一九教委規則一〇・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 1

(平16教委規則 2・全改、平16教委規則12・一部改正、平19教委規則10・旧別表・一部改正、平25教委規則 3・平28教委規則 1・令元教委規則 3・一部改正)

宇部市立小学校学区

1：東岐波小学校、西岐波小学校、常盤小学校、恩田小学校、岬小学校、見初小学校、上宇部小学校、川上小学校、神原小学校、琴芝小学校、新川小学校、小羽山小学校、鶉ノ島小学校、藤山小学校、厚南小学校、黒石小学校、西宇部小学校、原小学校、厚東小学校、二俣瀬小学校、小野小学校

学区	自治会区
東岐波	東岐波全区
西岐波	西岐波全区
常盤	常盤全区、上宇部10—2区(15班、16班、17班に限る。)
恩田	恩田全区
岬	岬全区
見初	見初全区
上宇部	上宇部全区(10—2区のうち15班、16班、17班を除く。)
川上	川上全区
神原	神原全区
琴芝	琴芝全区
新川	新川全区
小羽山	小羽山全区
鶉ノ島	鶉の島全区
藤山	藤山全区
厚南	厚南全区
黒石	黒石全区
西宇部	西宇部全区、厚東14区(5班に限る。)

2：楠中学校

学区	住所地
楠	大字東吉部、大字西吉部 大字東万倉、大字西万倉、大字矢矯、大字今富 大字芦河内、大字奥万倉、大字船木

別表 2

(平19教委規則10・追加、平20教委規則7・一部改正)

学区	選択区域	就学学校		選択学校	
		小学校	中学校	小学校	中学校
恩田	7—1区、7—2区、7—3区	恩田小学校	常盤中学校	岬小学校	常盤中学校
	27—4区	恩田小学校	常盤中学校	神原小学校	神原中学校
川上	12区（7班、9班に限る。）	川上小学校	川上中学校	西岐波小学校	西岐波中学校
琴芝	1区、1—5区、1—10区	琴芝小学校	常盤中学校	恩田小学校 常盤小学校	常盤中学校
	3区、3—11区、4区、4—2区、15区、40区、40—1区	琴芝小学校	上宇部中学校	神原小学校	神原中学校
新川	15—1区	新川小学校	桃山中学校	小羽山小学校	桃山中学校
鶴ノ島	14—1区、14—2区、57—1区、57—1—1区、57—2区、57—3区、57—4区	鶴ノ島小学校	桃山中学校	鶴ノ島小学校	桃山中学校
				新川小学校	桃山中学校
藤山	27区	藤山小学校	藤山中学校	小羽山小学校	桃山中学校
万倉	宗方	万倉小学校	楠中学校	船木小学校	楠中学校

○宇部市教育長に対する事務委任規則

昭和三十一年十月一日
教育委員会規則第三号

(目的)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項及び第三項の規定に基づき、教育長に対する事務の委任事項等を定めることを目的とする。

(平一四教委規則一・平二七教委規則四・一部改正)

(委任事務)

第二条 教育委員会（以下「委員会」という。）は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 委員会規則等の制定及び改廃に関すること。
- 三 委員会に係る市議会の議決を要する事務に関すること。
- 四 委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- ~~六 学校その他の教育機関の敷地及び建物の設置及び変更等の計画に関すること。~~
- ~~七六 通学区域の設定及び変更に関すること。~~
- ~~八 委員会の所掌に係る予算の見積りに関すること。~~
- 九八 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- 十九 委員会の事務の管理執行状況の点検及び評価に関すること。
- 十一十 委員会の所掌に係る各機関委員会の委員の委嘱に関すること。
- 十二十一 請願、訴訟及び審査請求に関すること。

(平一四教委規則一・平一九教委規則四・平二〇教委規則二・平二八教委規則二・一部改正)

第三条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、委員会の決定に係らしめることができる。

(臨時代理)

第四条 教育長は、第二条各号に掲げる事項を緊急に処理する必要があると認められる事務が生じた場合において、委員会の会議を招集することができないときは、当該事務について臨時に代理することができる。

(報告)

第四五条 教育長は、前条第三条に規定する場合を除き、第二条の規定により委員会から委任された事務のうち重要なもの及び臨時に代理した委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、適宜、委員会に報告するものとする。

(平二七教委規則四・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宇部市教育委員会所管事務専行規則(昭和二十七年教育委員会規則第六号)は、廃止する。

附 則(平成十四年三月二十六日教委規則第一号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年三月二十三日教委規則第四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十年三月二十六日教委規則第二号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二十七年三月三十一日教委規則第四号)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市教育長に対する事務委任規則の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十五条第一項の規定により教育長に委任し、又は代理させる事務から適用し、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十六条第一項の規定により委任し、又は代理させる事務については、なお従前の例による。

附 則(平成二十八年八月一日教委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。